

■ 4条1項11号

不服 2025-011115

<本願商標>

「ACTIVIA」(標準文字)

第9類「測定機械器具，腕時計型携帯情報端末，スマートフォン，電子応用機械器具及びその部品，電子計算機用プログラム，コンピュータソフトウェア用アプリケーション（電気通信回線を通じてダウンロードにより販売されるもの），電子出版物」

※補正後の指定商品

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標1：「ACTIVIA」(標準文字)

第9類「測定機械器具」

引用商標2：「ACTIVIA」(標準文字)

第9類「電子応用機械器具（「ガイガーメーター・高周波ミシン・サイクロトロン・産業用X線機械器具・産業用ベータートロン・磁気探鉱機・磁気探知機・地震探鉱機械器具・水中聴音機械器具・超音波応用測深器・超音波応用探傷器・超音波応用探知機・電子応用扉自動開閉装置・電子顕微鏡」を除く。），電子管，半導体素子，電子回路（「電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路」を除く。），電子計算機用プログラム」

引用商標3：「アクティバ」(標準文字)

第16類「印刷物」及び第41類

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) . . . (略) . . .

(2) 本願商標と引用商標 1 ないし引用商標 3 について

ア 本願商標

本願商標は、. . .、「ACTIVA」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は辞書等に掲載のないものであって、特定の意味合いを認識させるものではない。

そして、特定の語義を有しない欧文字からなる商標を称呼するときは、我が国で広く親しまれている英語風又はローマ字の読みに倣って称呼するのが自然といえるところ、本願商標は、その文字に相応して、「アクティバ」の称呼を生じる。

したがって、本願商標は、その構成文字に相応して、「アクティバ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

イ 引用商標 1 ないし引用商標 3

(ア) 引用商標 1 及び引用商標 2

引用商標 1 及び引用商標 2 は、いずれも「ACTIVA」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は辞書等に掲載のないものであって、特定の意味合いを認識させるものではない。

そして、. . .、引用商標 1 及び引用商標 2 は、その文字に相応して、「アクティバ」の称呼を生じる。

したがって、引用商標 1 及び引用商標 2 は、その構成文字に相応して、「アクティバ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(イ) 引用商標 3

引用商標 3 は、「アクティバ」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は辞書等に掲載のないものであって、特定の意味合いを認識させるものではない。

したがって、引用商標 3 は、その構成文字に相応して、「アクティバ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

ウ 本願商標と引用商標の類否

(ア) 本願商標と引用商標 1 及び引用商標 2

本願商標と引用商標 1 及び引用商標 2 を比較すると、外観においては、両者は欧文字 7 文字又は 6 文字からなるものであるところ、その 5 文字目における「I」の文字の有無という差異を有するものであるから、両者は外観上紛れるおそれはない。

次に、称呼においては、本願商標から生ずる「アクティーバ」の称呼と引用商標 1 及び引用商標 2 から生ずる「アクティバ」の称呼とは、第 5 音目における長音の有無という差異を有するところ、当該長音の前音が比較的強く発音されることを踏まえれば、全体で 5 音又は 4 音という短い音構成において、当該差異が全体の語調、語感に与える影響が小さいとはいえないから、両称呼をそれぞれ一連に称呼するときは、明瞭に聴別できるものである。

また、観念においては、いずれも特定の観念を生じるものではないから、比較することができない。

そうすると、本願商標と引用商標 1 及び引用商標 2 とは、観念において比較できないとしても、外観において紛れるおそれがなく、称呼において明瞭に聴別できるから、両者の外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全般的に考察すれば、両者は、非類似の商標というべきである。

(イ) 本願商標と引用商標 3

本願商標と引用商標 3 とを比較すると、外観においては、それぞれの構成文字は文字種及び文字数が異なるものであり、欧文字の読みを片仮名に置き換えて表記した関係にあるともいえないものであるから、両者は、外観上明確に区別できるものである。

次に、称呼においては、上記（ア）と同様に、本願商標から生ずる「アクティーバ」の称呼と引用商標 3 から生ずる「アクティバ」の称呼は、第 5 音目における長音の有無という差異を有するところ、両称呼をそれぞれ一連に称呼するときは、明瞭に聴別できるものである。

また、観念においては、いずれも特定の観念を生じるものではないから、比較することができない。

そうすると、本願商標と引用商標3とは、観念において比較できないとしても、外観において明確に区別でき、称呼において明瞭に聴別できるから、両者の外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は、非類似の商標というべきである。

(ウ) 小括

以上のとおり、本願商標は、引用商標1ないし引用商標3とは非類似の商標である。

(3) まとめ

・・・、上記(2)のとおり、本願商標は、引用商標1ないし引用商標3との関係においては、同一又は類似する商標とはいえないことから、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が、商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**ACTIIVA**」と引用商標1及び引用商標2「**ACTIVA**」は、観念において比較できないとしても、外観において紛れるおそれがなく、称呼において明瞭に聴別できるから、両者の外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は、非類似の商標というべきである、と判断されました。

また、本願商標「**ACTIIVA**」と引用商標3「**アクティバ**」は、観念において比較できないとしても、外観において明確に区別でき、称呼において明瞭に聴別できるから、両者の外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は、非類似の商標というべきである、と判断されました。

まず、本願商標「**ACTIIVA**」と引用商標1及び引用商標2「**ACTIVA**」が、外観上も称呼上も相紛れるおそれはないと判断されている点が気になりますが、皆様はいかがでしょうか。

称呼についてはまだしも、「外観において紛れるおそれがなく」というのが本当かなと思うのは当職だけでしょうか。いずれも標準文字であり、違い（「I」の有無）があるのが視覚的にあまり目立たない文字の中間部ということを踏まえますと、私のような「老眼持ち」には両商標が明確に区別できる気がしません。

一般的な需要者等にとっても、たとえば「測定機械器具」の商品リスト等を眺めていて、「ACT I I V A」と「ACT I V A」の両方があったら、これらを別の商標と理解するというよりは、一方がタイプミスや誤記と認識する可能性の方が高いように思います。

仮に、引用商標が既成語で、日本人であれば誰でも知っているような英単語であれば、たしかに両商標の区別は可能かもしれません、本事件における商標の場合には、審決のように判断されるのが果たして妥当であるのか、個人的には疑問です。

(弁理士 永露 祥生)

<2025年12月29日>